

## 湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務委託仕様書

業務目的 平成31年4月1日に公布、同年10月1日に施行する「湯浅町部落差別をなくす条例」の周知・啓発用のポスター及び部落差別の歴史等を掲載したパンフレットを作成し、部落差別に対する正しい知識を啓発することで、部落差別を解消することを目的とする。

委託業務名 湯浅町部落差別をなくす条例啓発パンフレット等制作業務

委託期間 契約日の翌日から平成31年8月9日（金）まで

納入場所 湯浅町人権推進課（湯浅町総合センター 湯浅町大字湯浅 2707-1）

### 仕様

#### （1）啓発ポスター

- i 規格 コート紙 135 k g 以上、カラー4色刷り、B2判（縦版）
- ii 数量 150枚
- iii デザイン概要 湯浅町部落差別をなくす条例（以下「条例」という。）が平成31年10月1日から施行されること、条例の理念を踏まえ「部落差別は許されないこと」、「町民一人ひとりの理解を深め、部落差別を根本から解消する」ということを表現し、誰もが親しみやすく、部落差別に対する誤解や偏見を取り除き、町民一人ひとりの人権意識の高揚が図られる明るいデザインであること。  
携帯電話、スマートフォン等から、町HPの条例掲載箇所へのアクセスを簡略化するため、ポスターの適当な場所にQRコードを掲載すること。

#### （2）啓発パンフレット

- i 規格 コート紙 90 k g 以上、両面カラー4色刷り  
A4 16ページ 中綴じ製本
- ii 数量 6,000部  
※上記の内、約4,800部については全戸配布用のため、担当者から指示のある各地区の部数で梱包し、残りは50部ずつ梱包すること。
- iii デザイン概要 他の自治体が作成している人権啓発パンフレット等を参考にしながら、全体的にイラストを挿入し、町民が親しみやすく優しい印象を与えるデザインとすること。

また、パンフレットについては町民人権学習会の教材としても使用するため、デザインと併せて教材としての機能性も考慮した作りとすること。

文章の編纂にあたっては、本町から提供する資料を基本とし、部落差別に関する文献等を参考にするとともに事実確認を怠ることなく、担当者と十分協議しながら行うこと。

なお、構成は概ね以下のとおりとし、文字にはルビをふること。

【構成案】

大項目	小項目	予定 ページ数
はじめに	はじめに	1
部落差別（同和問題）の歴史	部落差別、同和問題とは	1
	部落差別の歴史背景	1
解決に向けたこれまでの取組み	同和対策審議会答申	1
	旧同和対策事業の取組み	1
	一般対策の取組み	
部落差別の解消の推進に関する法律について	部落差別の解消の推進に関する法律について	1
部落差別の現状	就職・結婚に関する差別	2
	差別につながる調査	
	インターネット上の差別書込み	
湯浅町部落差別をなくす条例について	条例の解説	2
部落差別を解消するために	正しい知識を身につける	1
	自分のこととして	1
資料	同和問題関係年表	1
	部落差別解消推進法	1
	湯浅町部落差別をなくす条例	2
合 計		16

※構成については、受託後の協議の中で変更する可能性がある。

(3) その他

- ポスター及びパンフレットに使用するインクは、環境にやさしいもの（大豆インク又は植物性インク）とする。
- 環境にやさしいインクを使用していることを、ポスター及びパンフレット内に表示するものとする。
- 校正は原則3回行うものとする。
- 校正作業は、本町が校了と判断するまで行うものとする。
- ポスター及びパンフレットについて、デジタルデータによる納品も行うこと。  
CD-R 2枚（ポスター、パンフレットともに、JPEG 及び PDF 形式）
- 成果物の引き渡し以後において、明らかに受託者の責めに帰すべき事由による不良箇所等が発見された場合は、受託者が速やかに訂正、補足その他の措置を講じるものとする。
- 成果物及びそれに係るイラスト等の著作権は、湯浅町に帰属するものとする。
- 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。